



妊娠したら



妊娠したら

保健相談センター

P24 C-2

問・鹿屋市保健相談センター ☎ 41-2110
鹿屋市北田町11番6号

母子健康手帳の発行や、各種乳幼児健診、パパママ教室、離乳食教室などの各種教室や相談など、出産・育児に関する基本的な業務を行います。

また、妊娠・出産に関する不安や悩み等の相談や予防接種に関する予診票の発行等にも対応しています。

母子健康手帳の交付

問・健康増進課 ☎ 41-2110
(保健相談センター)

母親の健康状態や、子どもの成長の記録、各種健診等の記録など、母子の健康状態を管理する手帳です。

産婦人科に通院するときも必要となりますので、まずはこの手帳の交付を受けることから始めましょう。保健相談センターで交付します。

交付日時

月～金(開庁日)
8:30～17:00



— 広 告 —



医療法人 寿圭会

寿レディースクリニック

安心できるマタニティライフのお手
伝いをいたします。診療をご希望の際は、必ずご予約が必要です。

診療受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30～11:30	●	●	●	●	●	●
14:00～16:30				●		

〒893-0014 鹿屋市寿 7丁目 1-35

TEL0994-43-3244



内容 ▶ 母子手帳の交付、保健師による個別相談、妊娠出産における制度等の説明

手続きに必要なもの ▶ 特になし

備考 ▶ 手続きには、約30分程度時間を要しますので、時間にゆとりを持ってお越しく下さい。

妊産婦健康診査

問・健康増進課 ☎ 41-2110
(保健相談センター)

母子健康手帳交付時に「健康診査受診票綴」を交付しています。定期的に健康診査を受けて、おなかの赤ちゃんの育ち具合やお母さんの健康状態を確認しましょう。

多胎妊婦の方

受診票5枚を追加で交付します。多胎と診断されたら、保健相談センターへご連絡ください。

里帰り出産等の方

県外の医療機関等で健診を受けた場合、申請により市で定めた金額を上限として償還払い(払い戻し)をします。必ず事前にお問い合わせください。申請期限は出産後6か月以内です。



● 対象

・妊婦健診日に鹿屋市に住民登録のある方

● 申請窓口

保健相談センター
(鹿屋市北田町11-6)

注意点

- ・健康診査項目については、それぞれの受診票に記載されている項目のみとなります。記載されていない項目の検査や文書料などは、受診者の自己負担となります。
- ・受診票一枚につき、一カ所の医療機関(助産所)しか受診できません。

パパママ教室

問・健康増進課 ☎ 41-2110
(保健相談センター)

大切な新しい『いのち』の誕生を楽しみにしているパパやママ、ご家族のみなさんへ、妊娠中の過ごし方や食事、歯育てについてお話しします。パパには、妊婦体験(ジャケットの着用)も用意していますので、ぜひご夫婦でご参加ください。

予約制ですので、お早めのご予約をおすすめします。

場所 ▶ 鹿屋市保健相談センター
(鹿屋市北田町11-6)

教室時間 ▶ 13:30~15:00
(受付13:00~13:20)

対象者 ▶ 妊婦とご家族(妊娠中期[5~7か月]での参加をおすすめします)



妊婦歯科健康診査

問・健康増進課 ☎ 41-2110
(保健相談センター)

妊娠したら歯医者へ行きましょう！
歯周病にかかっている妊婦は、早産や低体重児出産のリスクが増加すると言われています。

健診期間 ▶ 妊娠期
※特に安定期の5~7か月の受診がおすすめです。

場所 ▶ 市内の協力歯科医院

回数 ▶ 一人1回

内容 ▶ 問診、歯科診察、歯周ポケット検査、歯科保健指導

交付方法 ▶ 母子手帳交付時に妊産婦健康診査受診票と一緒に「妊婦歯科健康診査受診票」を交付します。



妊娠したら

助産師等による妊婦訪問

問・健康増進課 ☎ 41-2110
(保健相談センター)

初めての妊娠の方等に、助産師等が相談に伺います。詳しくは、保健相談センターにお問い合わせください。

母子保健推進員

問・健康増進課 ☎ 41-2110
(保健相談センター)

母子保健推進員は、市から依頼を受けた地域のお母さん方の身近な子育てサポーターです。健康な赤ちゃんを産み、育てるために、乳幼児のいる家庭を訪問し、保健師と連携をとり皆さんの支援をします。お気軽にご相談ください。